

複数の者に対する行政指導個別票

| | |
|----------------------|--|
| 所管局部課（担当）名 （電話番号） | 計画調整局建築指導部建築確認課 （06-6208-9281） |
| 処分課（担当）名 | 同上 |
| 行政指導の名称 | 高層建築物等の防災措置に関する指導 |
| 関連する 他局の名称 | なし |
| 概要 | 建築基準法及び消防法の目的をふまえ、火災などの災害に対する建築物の安全性を確保し、住民の安全の確保を図るために、より高度な防災性能が必要な高層建築物や不特定多数の方が利用する建築物で大規模なものについて、その建築主等に対し防災計画評定を取得することを求めています。 |
| 根拠となる要綱等 | <ul style="list-style-type: none"> ・高層建築物等の防災措置に関する要綱（大阪府内建築行政連絡協議会） ・大阪市における防災計画書の取扱いについて |
| 行政指導指針 | <p>○防災計画評定が必要な高層建築物等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高さが60mを超える建築物 2. 高さが31mを超え、60m以下の建築物 <p>ただし、次のいずれかに該当するものは、対象外とする。</p> <p>①共同住宅で次の条件に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法施行令第129条の13の2（非常用の昇降機の設置を要しない建築物）の規定に該当し、2以上の屋外階段、避難階段又は特別避難階段を設けたもので、（※）防災上問題が少ないもの ・高さ31mを超える部分の階数が2以下で、かつ、その部分の床面積の合計が200平米以下のもので、二方向への避難が確保されており、（※）防災上問題が少ないもの <p>②事務所等で次の条件に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さ31mを超える部分の階数が1以下のもののうち、利用者が少数の者に限定される場合で、その階の床面積の合計が500平米以下、かつ、避難階段が2以上あり、避難階において避難通路が確保されており、（※）避難上、安全上及び防災上支障がないもの <p>3. 高さが31m以下の大規模建築物、複合用途建築物で次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 旅館・ホテル (2) 5階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が2000平米を超えるもの (2)（※）特定行政庁が必要と認めるもの <p>（※）の部分については、個別具体の計画について、防災上の観点から総合的に判断致しますので担当にお問い合わせ下さい。</p> <p>○防災計画書の作成要領、審査項目、評定機関等 大阪府内建築行政連絡協議会のホームページをご覧ください。 (http://www.cac-osaka.jp/document/prevention/prevention.html)</p> <p>○防災計画書受付までの流れ、行政の指導、助言に要する期間等 大阪市計画調整局のホームページをご覧ください。 (http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000030504.html)</p> |
| ホームページ | http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000030504.html |
| 備考 | |